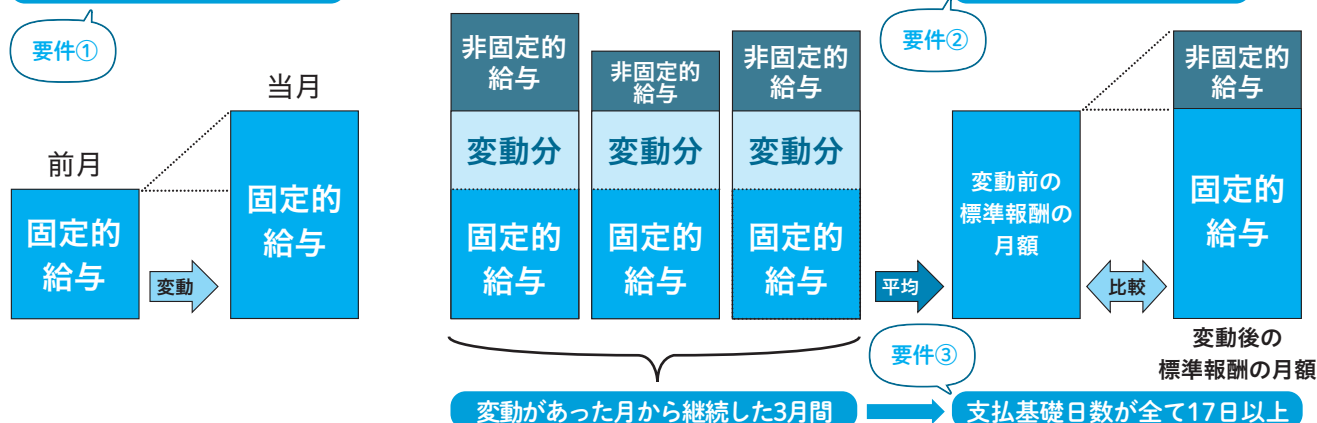


## ● 随時改定のイメージ

### 固定的給与の変動



#### 固定的給与

勤務実績に直接関係なく、一定額が継続して支給される報酬  
(給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、管理職手当など)

#### 非固定的給与

勤務実績に応じて変動する報酬  
(時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当など)

～火災や台風などにより住居・家財に損害を受けた方へ～

短期給付の請求は  
時効があります!!

## 災害見舞金の請求はお済みですか?

火災により住居が全焼・半焼した時や台風などにより住居の床上まで浸水した時に、住居や家財に損害が生じた場合、損害の程度に応じて災害見舞金が支給されます。

短期給付の請求の時効は、給付事由が生じた日から2年です。

※令和元年台風19号の請求期限は令和3年10月11日です。請求のお済みでない方は、請求書等を共済事務担当課に提出してください。

## マイナンバーカードの健康保険証利用について ～開始時期が遅延となりました～

令和3年3月から医療機関を受診する際にマイナンバーカードが健康保険証として利用できる予定でしたが、厚生労働省においてシステムの安定性確保やデータの正確性担保などの観点から、利用開始は先送りとなりました。

なお、開始時期は令和3年10月頃となっております。